

第三号議案

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十二日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員のへき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「百分の五」を「百分の六」に改め、同条第二号中「百分の七」を「百分の九」に改め、同条第六号中「百分の二」を「百分の三」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の玖珠郡の項中「、春日小学校」を削り、同部の第二級学校の款の玖珠郡の項中「森中央小学校相之迫分校、」を削り、同表の中学校の部の第一級学校の款の竹田市の項中「久住中学校、都野中学校、」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日（令和五年十二月二十六日）から施行する。

提案理由

へき地等学校に勤務する職員の処遇改善を図るため、へき地手当の支給割合を引き上げるとともに、小学校及び中学校の統廃合に伴いへき地手当等の支給対象校を削除する必要があるので提案する。

○職員へのき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（へき地手当の支給割合）</p> <p>第三条 条例第三条に規定するへき地手当の支給割合は、次の各号に掲げる級別区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 第一級学校 百分の六</p> <p>二 第二級学校 百分の九</p> <p>三〓五（略）</p> <p>六 へき地学校に準ずる学校 百分の三</p> <p>第四条（略）</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>別表第一（第二条関係） 小学校の部</p> <p>第一級学校 東国東郡 姫島小学校</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（へき地手当の支給割合）</p> <p>第三条 条例第三条に規定するへき地手当の支給割合は、次の各号に掲げる級別区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 第一級学校 百分の五</p> <p>二 第二級学校 百分の七</p> <p>三〓五（略）</p> <p>六 へき地学校に準ずる学校 百分の二</p> <p>第四条（略）</p> <p>附則</p> <p>1（施行期日） この規則は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>2（離島に所在する学校の特例） 第三条の規定にかかわらず、当分の間、姫島小学校及び姫島中学校に係るへき地手当の支給割合は百分の六、保戸島小学校及び保戸島中学校に係るへき地手当の支給割合は百分の九とする。</p> <p>3（経過措置） 第三条及び前項の規定の適用については、この規則の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間においては、同条中「百分の五」とあるのは「百分の六」と、「百分の七」とあるのは「百分の九」と、「百分の十三」とあるのは「百分の十四」と、「百分の十七」とあるのは「百分の十八」と、「百分の二十二」とあるのは「百分の二十三」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、同項中「百分の六」とあるのは「百分の七」とする。</p> <p>別表第一（第二条関係） 小学校の部</p> <p>第一級学校 東国東郡 姫島小学校</p>

<p>第二級学校</p> <p>日田市 前津江中学校、津江中学校</p>	<p>第一級学校</p> <p>東国東郡 姫島中学校</p> <p>日田市 五馬中学校</p> <p>佐伯市 直川中学校</p> <p>竹田市 直入中学校</p> <p>国東市 国見中学校</p>	<p>第二級学校</p> <p>日田市 前津江小学校、津江小学校</p> <p>佐伯市 宇目緑豊小学校、蒲江翔南小学校</p> <p>津久見市 越智小学校、保戸島小学校</p> <p>宇佐市 南院内小学校羽馬礼分校、院内中部小学校上院内分校、深見小学校</p> <p>福貴野分校</p>	<p>第三級学校</p> <p>玖珠郡 日出生小学校小野原分校</p> <p>佐伯市 大島小学校</p>	<p>第四級学校</p> <p>佐伯市 蒲江翔南小学校深島分校</p>	<p>第五級学校</p> <p>津久見市 無垢島小学校</p> <p>へき地学校に準ずる学校</p> <p>佐伯市 本匠小学校、米水津小学校</p> <p>津久見市 長目小学校</p> <p>竹田市 久住小学校</p> <p>中学校の部</p>	<p>第一級学校</p> <p>東国東郡 姫島中学校</p> <p>日田市 五馬中学校</p> <p>佐伯市 直川中学校</p> <p>竹田市 直入中学校</p> <p>国東市 国見中学校</p>	<p>第二級学校</p> <p>日田市 前津江中学校、津江中学校</p>	<p>玖珠郡 飯田小学校、春日小学校</p> <p>中津市 深水小学校、津民小学校</p> <p>日田市 いつま小学校</p> <p>佐伯市 直川小学校</p> <p>竹田市 菅生小学校、白丹小学校、都野小学校、直入小学校</p> <p>杵築市 大田小学校</p> <p>宇佐市 南院内小学校</p> <p>由布市 塚原小学校</p> <p>国東市 国見小学校</p>
--------------------------------------	--	---	--	-------------------------------------	--	--	--------------------------------------	--

<p>第二級学校</p> <p>日田市 前津江中学校、津江中学校</p>	<p>第一級学校</p> <p>東国東郡 姫島中学校</p> <p>日田市 五馬中学校</p> <p>佐伯市 直川中学校</p> <p>竹田市 久住中学校、都野中学校、直入中学校</p> <p>国東市 国見中学校</p>	<p>第二級学校</p> <p>日田市 森中央小学校相之迫分校、日出生小学校、古後小学校</p> <p>日田市 前津江小学校、津江小学校</p> <p>佐伯市 宇目緑豊小学校、蒲江翔南小学校</p> <p>津久見市 越智小学校、保戸島小学校</p> <p>宇佐市 南院内小学校羽馬礼分校、院内中部小学校上院内分校、深見小学校</p> <p>福貴野分校</p>	<p>第三級学校</p> <p>玖珠郡 日出生小学校小野原分校</p> <p>佐伯市 大島小学校</p>	<p>第四級学校</p> <p>佐伯市 蒲江翔南小学校深島分校</p>	<p>第五級学校</p> <p>津久見市 無垢島小学校</p> <p>へき地学校に準ずる学校</p> <p>佐伯市 本匠小学校、米水津小学校</p> <p>津久見市 長目小学校</p> <p>竹田市 久住小学校</p> <p>中学校の部</p>	<p>第一級学校</p> <p>東国東郡 姫島中学校</p> <p>日田市 五馬中学校</p> <p>佐伯市 直川中学校</p> <p>竹田市 直入中学校</p> <p>国東市 国見中学校</p>	<p>第二級学校</p> <p>日田市 前津江中学校、津江中学校</p>	<p>玖珠郡 飯田小学校、春日小学校</p> <p>中津市 深水小学校、津民小学校</p> <p>日田市 いつま小学校</p> <p>佐伯市 直川小学校</p> <p>竹田市 菅生小学校、白丹小学校、都野小学校、直入小学校</p> <p>杵築市 大田小学校</p> <p>宇佐市 南院内小学校</p> <p>由布市 塚原小学校</p> <p>国東市 国見小学校</p>
--------------------------------------	--	---	--	-------------------------------------	--	--	--------------------------------------	--

佐伯市 宇目緑豊中学校、蒲江翔南中学校
津久見市 四浦東中学校、保戸島中学校

第三級学校

佐伯市 大島中学校、深島中学校

第五級学校

津久見市 無垢島中学校

へき地学校に準ずる学校

佐伯市 本匠中学校

別表第二（第四条関係）

特別の地域に所在する学校

小学校の部

日田市 小野小学校

中学校の部

佐伯市 米水津中学校

佐伯市 宇目緑豊中学校、蒲江翔南中学校
津久見市 四浦東中学校、保戸島中学校

第三級学校

佐伯市 大島中学校、深島中学校

第五級学校

津久見市 無垢島中学校

へき地学校に準ずる学校

佐伯市 本匠中学校

別表第二（第四条関係）

特別の地域に所在する学校

小学校の部

日田市 小野小学校

中学校の部

佐伯市 米水津中学校

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

- (1) へき地等学校に勤務する職員の処遇改善を図るため、へき地手当の支給割合の引上げを行うため。
- (2) 小学校及び中学校の統廃合に伴い、へき地手当の支給対象校を削除する必要があるため。

2 改正内容

- (1) へき地手当支給割合の引上げ〔第3条、附則第1項から第3項まで関係〕

級別区分	条例上の支給割合	現 行	改 正 案
第1級学校	6%以内	<u>5% (離島6%)</u>	<u>6%</u>
第2級学校	9%以内	<u>7% (離島9%)</u>	<u>9%</u>
第3級学校	13%以内	13%	13%
第4級学校	17%以内	17%	17%
第5級学校	22%以内	22%	22%
へき地学校に 準ずる学校	3%以内	<u>2%</u>	<u>3%</u>

- (2) 次に掲げる4校の小学校及び中学校の削除〔別表第1関係〕

市町村名	学 校 名	級別区分	備 考
玖珠町	<small>かすが</small> 春日小学校	第1級学校	〔削除〕 H27.4から休校⇒R5.3.31廃校
	<small>もりちゆうおう</small> <small>あいのさこ</small> 森中央小学校相之迫分校	第2級学校	〔削除〕 H15.4から休校⇒R5.3.31廃校
竹田市	<small>くじゆう</small> 久住中学校	第1級学校	〔削除〕 (R5.3.31廃校 竹田中学校に統合)
	<small>みやこの</small> 都野中学校	第1級学校	〔削除〕 (R5.3.31廃校 竹田中学校に統合)

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、上記2(2)の改正規定は、公布の日から施行する。